

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市門司区新門司三丁目25番

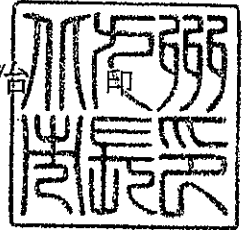
氏 名 株式会社 野原商会

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 野原 和彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 31年 3月 24日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 3月 23日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類、ダスト類
以上16種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

積替え又は保管を含む

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類、ダスト類
以上16種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の保管は、すべて保管容器に収納し、保管場所内に保管すること。
積替えにあつては、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 1月 20日	新規許可	平成 9年 3月 24日	変更許可
平成 2年 3月 5日	変更許可	平成14年 3月 24日	更新許可
平成 4年 3月 24日	変更許可	平成19年 3月 24日	更新許可
平成 6年12月 27日	変更許可	平成24年 3月 24日	更新許可
平成 9年 3月 24日	更新許可	平成31年 3月 24日	更新許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目25番地（本社工場）

面積：20.4平方メートル

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
鉱さい、がれき類、ダスト類
以上14種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目71番地1（新門司工場）

面積：16.0平方メートル

産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目52番（新門司第2工場）

面積：1.84平方メートル

産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

以下余白

